

浦安市営住宅の設置及び管理に  
関する条例施行規則の一部改正（案）  
について

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和8年4月8日（水）～5月8日（金）

浦安市都市政策部 住宅課

# 意見募集概要

## 1. 件名

浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）について

## 2. 概要

市では、浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則を改正し、市が施行する密集市街地の住環境の改善、防災機能の向上等に資する事業のうちコミュニティ住宅の入居者資格の特例の対象となる事業に関して堀江・猫実元町中央地区密集市街地防災まちづくり事業及び将来行う密集市街地の住環境の改善に必要な土地を確保する事業とすることを定めます。このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、行政手続条例に基づく意見公募手続です。

## 3. 資料

- ・新旧対照表

## 4. 担当課

浦安市都市政策部住宅課

## 5. 募集期間

令和8年4月8日(水曜日)～5月8日(金曜日)

## 6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室（市役所10階）、住宅課（市役所6階）、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

## 7. 提出方法

5月8日（消印有効）までに、以下の方法により提出。

- ①直接提出 書面にまとめたものを住宅課へ
- ②郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市役所住宅課へ

- ③FAX・Eメール

タイトルを「浦安市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（案）について」とし

FAX 047-353-4378、メール [jyutaku@city.urayasu.lg.jp](mailto:jyutaku@city.urayasu.lg.jp) へ

※ 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所（団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名）を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。